

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県B市に本社があるC会社（以下「会社」という。）に雇用され、D所在の会社E支店（以下「事業場」という。）において建設工事現場の現場監督として就労していた。被災者は、平成〇年〇月〇日、事業場から帰宅し入浴中に意識を失っているところを請求人に発見され、病院に搬送されたものの、同日死亡が確認された。死体検案書によると、直接死因はくも膜下出血であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会としても、被災者の症状及び経過等から、被災者は平成〇年〇月〇日にくも膜下出血（以下「本件疾病」という。）を発症し、同日死亡に至ったものであると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いは妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人らは、被災者に係る労働時間に関し、監督署長による算定は不当である旨主張をしていることから、検討すると以下のとおりである。

ア 請求人らは、出向期間中における休憩時間について、2時間を控除することは、目撃者がいないことを勘案すると不当である旨主張するが、Fは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「夜勤の就業時間は、午後8時から午前5時までであり、その間に午後10時と午前3時からの各30分間の休憩時間、午前0時からの昼休みに当たるような休み時間が1時間ある。休憩はきちんと取れていた。」旨述べている。Fの申述は具体的であり、一方、請求人らは被災者が休憩時間をとれなかったと判断し得る客観的な事情を提示してはいないことから、当審査会としては、被災者は所定の2時間の休憩を取得していたものと判断する。

イ 請求人らは、出向期間中における午前5時20分から午前7時20分まで

の2時間につき、勤務を要しない時間とするのは、Fの申述が信用できないものであるから不当であると主張するが、Fは、上記聴取書において、「被災者は、朝は午前5時には業務が終わり、私が来る午前7時くらいまで車で仮眠を取って、私と顔を合わせて現場確認を終えてから帰宅しました。被災者が朝礼に参加することは1度もありません。私が来る時間には、いつも車の中で寝ている姿を目撃しました。」旨申述しており、同申述についても具体性があり不自然なところは見受けられないものであるから、信用性は高いものと判断する。この点についても、請求人らは自らの主張を裏付ける客観的な資料を提示しておらず、また、一件記録からは同主張の根拠となる証拠を見いだすことはできない。

ウ 請求人らは、平成〇年〇月〇日は、午後3時には現場に到着しているので、午後3時以降を労働時間と認定すべきであると主張するが、被災者が午後3時から直ちに勤務をしたことを裏付ける客観的かつ的確な資料は存在しない。

エ 請求人らは、平成〇年〇月〇日は、自宅から現場近くまで走行したE T C記録があるから、午前7時から午後9時までを労働時間として評価すべきであると主張する。当審査会においては、同日の安全作業打合せ記録を再度確認するも、被災者が出勤した旨の記載はなく、また、Fは、平成〇年〇月〇日作成の電話記録書において「被災者は、夜間作業の現場監督であるから、平成〇年〇月〇日の昼間の作業に従事することはあり得ない。」旨を明確に述べていることなどに照らし、被災者が同日に労働した事実を認めることはできない。

オ 請求人らは、通勤時間は自宅から現場までが片道2時間（往復4時間）、寮から現場までが片道1時間（往復2時間）であるところ、被災者は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの出向期間中に自宅から12回、寮から10回通勤しているので、その移動時間を拘束時間を含めると、時間外労働時間数は120時間を超えると主張する。

この点、事業場関係者（支店長G及び総務部長H）は、平成〇年〇月〇日作成の実地・面談記録書において、要旨、「当初はアパートを借りることも考慮したが、会社の寮からの通勤で、所要時間が1時間程度であるから、会社の寮から通勤することで、被災者と合意した。」と述べており、自宅からの通勤については、被災者の自己都合によるものであると認められ、また、そも

そも通勤時間中は事業主の指揮命令下に置かれているとはいえないことから、通勤時間は時間外労働時間と認めることはできない。

カ 以上のとおり、被災者の労働時間の算定に係る請求人らの主張はいずれも根拠が無いと判断せざるを得ないものであり、当審査会としては採用できない。

(4) その他業務に関連する出来事や過重労働の有無に関する評価については、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)の説示は妥当であると判断する。

(5) 以上のことから、被災者に発症した本件疾病及び死亡は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。